

## 第12号議案

職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成30年2月21日

品川区長 濱 野 健

職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例

職員の旅費に関する条例（昭和26年品川区条例第18号）の一部を次のように改正する。

第32条第1号ア中「6級」を「5級」に改め、同号イ中「5級」を「4級」に改める。

第33条第1号ア中「6級」を「5級」に、「5級」を「4級」に改め、同号イ中「6級」を「5級」に、「5級」を「4級」に改める。

別表第2中「8級」を「6級」に、「7級および6級」を「5級」に、「5級」を「4級」に改める。

付 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（説明）人事制度の見直しに伴い、規定を整備する必要がある。